

## 大府市下水道事業マンホール蓋広告募集要項

### 1 目的

下水道使用料以外の新たな独自財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的として、下水道資産の有効活用及び下水道事業の啓発を図るため、大府市下水道事業（以下「市下水道事業」という。）が維持管理するマンホール蓋（以下「マンホール蓋」という。）へ広告掲載を希望する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

### 2 事業内容

本事業は、事業者が市下水道事業が維持管理するマンホール蓋へ広告を掲載し、市下水道事業が規定する広告掲載料を市下水道事業に納入するものです。

### 3 規格等

#### （1）広告掲載の位置及び広告媒体の数量

- 大府市道大府駅西線の歩道上（大府市江端町三丁目地内）にある汚水マンホール2基のマンホール蓋（詳細は「下水道マンホール蓋広告位置図」の赤丸箇所「大府駅西口①」「大府駅西口②」のとおり）
- 同一事業者が複数箇所（2箇所）を申し込むことはできます。ただし、複数の事業者から応募があった場合は、1事業者につき1箇所までとします。
- 掲載位置については、巻末の下水道マンホール蓋広告位置図を参照ください。

#### （2）広告媒体の規格

- 形状 真円
- 大きさ 直径 50 cm  
(直径 60 cmの円形マンホール蓋（鋳鉄製）の中心部から半径 25 cmの円形)
- 仕様 ステンレス製プレートに広告デザインを印刷したシートを貼付し、表面に滑り止めの特殊エンボス仕上げを施したもの（スズテック株式会社製）
- 彩色 フルカラー（インクジェット印刷）
- 注意事項  
①デザインプレート（以下「広告物」という。）を固定するボルト（盗難防止対策）

は全部で8箇所です。ボルトの頭はプレートの端から 15 mmほどですので、文字などが重ならないようにしてください。

②表面は滑り止めエンボス加工シートのため、あまり細かい線のデザインはオススメしていません。また、二次元バーコードは、小さいと読み取りができない場合があります。

### (3) 広告掲載料及び作成料（以下「広告掲載料等」という。）

- 広告掲載料等（1箇所当たり）

1年目 140,000円／年（作成料 44,000円を含む。）

2年目 80,000円／年

3年目 70,000円／年

- 金額には消費税額及び地方消費税額を含みます。

- 広告掲載料等は、マンホール蓋広告が設置された日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。＝広告掲載開始月であり、掲載開始日は原則毎月1日とします。）から発生するものとします。

- 掲載月数が1年に満たない期間の広告掲載料等は、月割計算とし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

- 掲載内容は、掲載前に市下水道事業と協議することとします。

### (4) 広告掲載の期間

- 広告を掲載する期間は、1年単位とし、広告物が設置された日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から起算して、1年間、2年間又は3年間のいずれかを掲載申請をした事業者が希望した期間とします。ただし、市下水道事業が、特別の理由があると認めるときは、掲載期間を1年未満の期間とすることができます。

※広告掲載期間終了後は、掲載していた事業者を優先して契約更新を行いますが、広告物の耐用年数が3年のため、3年超の掲載期間となる場合は、再度広告物を製作していただきます。

### (5) 費用

広告の掲載に係る以下の費用は、事業者の負担とします。なお、広告物の製作、設置、撤去及び原状回復を行う業者は市下水道事業が指定します。

- 広告デザイン作成に係る費用

- 広告物の製作及び掲載（設置）に係る費用（広告掲載料等に含まれます。）
- 広告物の撤去、原状回復等に係る費用

※マンホール更新工事費（マンホール蓋・受枠を含みます。）及び広告物の維持管理費は市下水道事業が負担します。

#### （6）維持管理等

- 製作した広告物は、市下水道事業が所有権を有するものとします。
- 市下水道事業は、広告物を掲載したマンホール蓋の維持管理を行います。
- 市下水道事業は、マンホール蓋に起因して、第三者に損害を与えた場合は、その責任を負います。ただし、広告物のデザインに起因して第三者に損害を与えた場合は、事業者がその責任を負います。
- 市下水道事業は、損壊等により広告物を交換することが適当と判断した場合は、市下水道事業の費用負担にて、当該広告物を交換するものとします。

#### （7）撤去

- 市下水道事業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告物を撤去することができます。この場合において、市下水道事業は、事業者の希望により当該広告物を事業者に贈与することができます。

- ① 掲載期間が終了した場合
- ② 広告物の掲載の決定を取り消した場合

### 4 広告掲載料等の納付等

- 広告掲載料等は、市下水道事業が発行する納付書により、納付書に記載された納期限（市下水道事業が指定する期日）までに、年度ごとに一括して納付をしていただきます。
- 納入された広告掲載料等は、還付しないものとします。ただし、広告掲載者の責めに帰することができない理由により広告ができなかったとき等市下水道事業がやむを得ないと認める場合、広告掲載料等の全部又は一部を還付します。

### 5 申込方法

#### （1）提出書類等

- ・大府市下水道事業マンホール蓋広告掲載等申込書（第1号様式）
- ・会社案内等（法人のパンフレット等、会社の概要がわかるもの）
- ・法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）
- ・住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（市外の事業所等のみ）
- ・広告案、事業計画書等の広告掲載に係る書類

## （2）募集時期

- ・ 2025年10月15日（水）から2025年11月28日（金）まで

※市公式ウェブサイトにより募集案内をします。

※募集期間中に応募がなかった場合は、随時募集（毎月末締め切り）とします。

また、随時募集の際の申込みの受付は、毎月末に当月分を締め切り、市下水道事業による審査を行い、優先交渉権者を選定します。

## （3）提出先及び方法

- ・提出先 大府市 水道部 水道経営課 下水道経営係  
〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地  
E-mail [suido@city.obu.lg.jp](mailto:suido@city.obu.lg.jp)

- ・提出方法 持参、郵送（当日消印有効）又はメール

※受付は、土曜日・日曜日・祝休日及び年末年始を除く  
午前9時から午後5時まで

## 6 審査

- ・広告の内容及びデザインについては、提出された書類に基づき、大府市有料広告掲載要綱及び大府市有料広告掲載基準の規定を準用し、市下水道事業が審査します。なお、審査の際、説明（プレゼンテーション）を行っていただく場合があります。
- ・この要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは失格とします。
- ・審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対する異議申立てはできません。
- ・審査の結果、その内容が適当であると認められるものが募集数を超えた場合において、次の各号の順序により広告主を選定します。

- ① 当該マンホール蓋に事業拠点が隣接しているもの

- ② 市内に本社、本店等を有するもの
- ③ 市内に支店、営業所等を有するもの
- ④ 前3号に該当しないもの

※ ①～④の場合において、同位のものが複数あって募集数を超えるときは、同位のものから抽選により、広告主を選定します。

・審査結果は応募者それぞれに書面で通知します。

## 7 その他

- ・提出された書類は、原則、返却しません。
- ・掲載した広告については、広報目的（市下水道事業の事業紹介・実績報告）のために広告物の写真を撮影し、広告主名と合わせてプレスリリースし、市公式ウェブサイト上にて掲載する場合があります。
- ・本募集要項に記載されていない事項については、大府市有料広告掲載要綱及び大府市有料広告掲載基準の規定を準用します（要綱及び基準については、市公式ウェブサイトに掲載されています。）。

【下水道マンホール蓋広告位置図（マンホール蓋：赤丸2箇所）】

